

磐健福第1612号
令和3年12月24日

社会福祉法人 丹穂会
理事長 匂坂 毅 様

磐田市長 草地 博昭



社会福祉法人に対する指導監査の実施結果について（通知）

令和3年11月24日に実施した社会福祉法第56条第1項に基づく指導監査の結果について、下記のとおり通知します。

文書指摘とは、法令又は通知等の違反が認められる事項、口頭指摘とは、違反の程度が軽微であるか、文書指摘によらなくても改善が見込まれる事項、助言とは、指摘基準に該当しないが法人運営に資するものと考えられる事項です。

文書指摘に対する改善計画については、別紙様式により令和4年3月31日までに提出願います。

記

1. 文書指摘

(1) 運営

ア 定款に従って理事長及び業務執行理事が理事会において、職務執行に関する報告を行うこと。

【社会福祉法第45条の16第3項】【ガイドラインⅠ-6-(1)-4】

(2) 会計

ア 通帳、銀行届出印及び現金が同じ金庫で管理されているため管理方法を見直すこと。

【経理規程第41条】【ガイドラインⅢ-3-(2)】

2. 口頭指摘

(1) 運営

ア 代表者の登記は選任後2週間以内に行うこと。【社会福祉法第29条】【組合等登記令第3条】

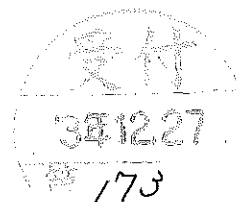
【ガイドラインⅢ-4-(4)-3】

(2) 会計

なし

3. 助言

(1) 運営



なし

(2) 会計

(両拠点共通)

- ア 理事会の議事録は議案書と一体にして保管すること。
- イ 領収書は連番による管理、又は割り印による複製の防止等、不正使用を防ぐ措置をとること。

担当 福祉課総務グループ

電話 0538-37-4814

磐田市長 草地 博昭様

社会福祉法人丹穂会
理事長 匂 阪 毅



令和3年度指導監査結果に係る改善措置について

令和3年12月24日付け磐健福第1612号により通知のあった指導監査の実施結果に対して、下記のとおり改善措置を定めたので報告します。

記

◎ 理事会審議年月日 令和 4年 3月23日

1 指導監査対象区分及び改善措置を要する事項(文書指摘事項)	2 改善措置の具体的な内容	3 改善措置実施(予定)時期
(1) 運営 ア 定款に従って理事長及び業務執行理事が理事会において、職務執行に関する報告を行うこと。	定款に従い4か月を超える間隔で年2回以上執行状況を理事会に報告します。	令和3年11月25日
(2) 会計 ア 通帳、銀行届出印及び現金が同じ金庫に管理されているため管理方法を見直すこと。	通帳、銀行届出印、現金の管理者及び保管場所を別々にしました。通帳は出納員が管理する金庫に、銀行届出印は事務長の机の鍵のかかる引き出しに、現金は管理者の机の鍵のかかる引き出しに保管してそれぞれが管理します。	令和3年12月1日

注：理事会議事録及び改善状況の進捗状況が説明できる資料を添付すること。
結果通知の文書番号ごとに、この様式により改善措置を作成すること。

